

和庄中学校区教育目標

9年間を通して自立心の育成を図り、自主的・主体的な行動ができる児童生徒を育成する。

和庄小学校教育目標

夢を持ち自ら学ぶ～気づき・考え・実行する～

生徒指導規程について

この規程は、本校の学校教育目標を達成するためのものです。そのために、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送る観点から必要な事項を和庄中学校区での連携のもと決めました。

1 登校 朝7:30～8:20の間に登校する。遅刻をする場合には8:15までに学校へ連絡をお願いします。遅刻をしたときは、必ず職員室に寄り、遅刻した理由を報告します。

2 欠席 欠席をする場合にはあらかじめ保護者から学校に連絡をお願いします。

- ① 病欠の場合も含め、毎日保護者と連携します。
- ② 3日連続して欠席した場合は、担任等が家庭訪問を行い保護者と連携します。
※ インフルエンザやコロナ感染症等の出席停止や忌引きについては除きます。

3 服装・頭髪

- 「和庄っ子のやくそく」を守ることができていない場合
 - ① 担任等が児童に集団生活を営む上でルールの大切さ、守る義務について話をします。
 - ② それでも守ることができない場合は、担任等が家庭連絡を行い、家庭での指導・協力をお願いします。

4 学用品・持ち物

- 「和庄っ子のやくそく」を守ることができていない場合
 - ① 担任等が児童に集団生活を営む上でルールの大切さ、これから持ってくるものがないように話をします。
 - ② それでも守ることができない場合は、担任等が家庭連絡を行い、家庭での指導・協力をお願いします。

5 携帯電話・スマートフォン等

原則、学校に携帯電話等を持ってきてはいけません。学校が必要であると認めた場合のみ許可しますが、必ず携帯電話等の電源を切り、袋に入れて登校したらすぐに職員室に預けます。そして、下校時に職員室に取りに来ます。

- 携帯電話等を学校に預けずに使用したり、友達に見せたりした場合
 - ① 学校で携帯電話等を預かります。
 - ② 保護者に携帯電話等を学校まで取りに来ていただきます。
 - ③ 携帯電話等の許可を取り消します。

6 いじめ

「いじめは人として絶対に許されない行為であること」を常に指導しています。しかし、いじめが認められた場合には、次の点に留意して**特別な指導**を行います。

- ① 被害児童及び加害児童の保護者と学校で話し合いを持ちます。
- ② まわりの児童との関係に注意を払い、人間関係づくりを慎重に行います。
- ③ 被害児童及び加害児童に対しては、教育相談などのフォローの体制を確実に組んで寄り添いながら継続的に指導します。

7 器物破損

- ① 担任等が児童に対して事実確認を行います。
- ② 事実確認後、担任等が管理職と検討し、必要に応じて指導内容や弁償等について保護者と連携をします。
- ③ 指導に従わない場合は、**特別な指導**を行います。

8 けんか・暴力行為

- ① 事実確認後、必要に応じて保護者と学校で話し合いをもちます。
- ② 指導に従わない場合は、**特別な指導**を行います。

9 授業妨害・対教師暴力（暴言）

- ① 他の児童の学習権を奪う許されない行為であることを理解させ、集団生活のルールとマナーをしっかりと指導します。
- ② 指導に従わない場合は、**特別な指導**を行います。
- ③ 保護者と学校で話し合いを持ちます。

10 落書き

- ① 事実確認後、必要に応じて保護者と学校で話し合いをもちます。
- ② 場合によっては、保護者は児童とともに落書きを消していただきます。

11 盗難・紛失

- 加害児童が特定できた場合
 - ① 担任等が児童に対して事実確認を行います。
 - ② 保護者と学校で話し合いを持ちます。
 - ③ 保護者は児童とともに被害児童宅に謝罪に行ってください。
 - ④ 繰り返す場合は、**特別な指導**を行うとともに関係機関と連携します。
- 加害児童が特定できなかった場合
 - ① 担任等が事実の確認を行うとともに紛失物を捜します。
 - ② 担任等が家庭に連絡をします。しかし、弁償することはできません。
 - ③ 事象が繰り返される場合は、関係機関と連携します。

12 窃盗・万引き

- 外部（店・警察など）からの連絡によって分かった場合
 - ① 再発防止に向けて保護者と学校で話し合いを持ちます。
 - ② 保護者は児童とともに謝罪に行ってください。
 - ③ 繰り返す場合は、**特別な指導**を行うとともに関係機関と連携します。
- 児童や保護者からの情報があった場合
 - ① 事実確認は慎重に行います。
 - ② 情報者と対象児童は接触させません。情報者の不利益にならないようにします。事実確認が取れたら、再発防止の観点で保護者と学校で話し合いを持ちます。保護者は児童とともに謝罪に行ってください。
 - ⑤ 繰り返す場合は、**特別な指導**を行うとともに関係機関と連携します。

13 その他の問題行動

- ① 状況によっては**特別な指導**を行います。
- ② 保護者と学校で話し合いを持ちます。
- ③ 問題行動の程度によっては、警察等、関係機関と連携します。

【特別な指導】 について・・・別室での個別指導または観察指導を行います。

別室での個別指導の行い方

1 場所

保健室、カウンセラー室 等

2 期間

- ① 学校（管理職、生徒指導主事、学年主任、担任等）が協議し、期間（1～5日）を決めます。
- ② 特別な指導の期間及び内容について、当該児童と保護者に説明します。
- ③ 特別な指導の期間中、指導に従わなかった場合は、指導期間を延長します。

3 対応者

教職員（管理職と生徒指導主事が協議し対応者を決めます。）が組織的に対応します。

4 内容

充実した学校生活や家庭生活を送るために振り返りを行い、次への展望を教職員と一緒に考えます。

- ① 説諭
- ② 振り返り及び反省文
- ③ 学習反省（学習を教職員の指導のもと実施します。）
- ④ 奉仕活動（自己を見つめるために、掃除やボランティアを教職員と一緒にを行います。）

観察による指導の行い方 （通常の学習を教職員の指導のもと実施します）

- 学校が協議し、観察指導の期間を決めます。（特別な指導を実施する旨を保護者に連絡します。）
- 学校が当該児童生徒とともに、充実した学校生活や家庭生活を送るための目標を決め、観察による指導を行います。
- 当該児童は毎日振り返りをし、担任は生徒指導主事と共に、管理職に報告します。
- 保護者に報告します。
- 観察期間の指導の効果が十分に見られない場合には、指導期間を延長したり目標の見直しをしたりした後、観察による指導を繰り返します。